情報システム監査および保証業務基準
1206 他の専門家の作業の利用

情報システム監査および保証業務の専門性およびそのような業務を実施するために必要なスキルには、情報システム監査および保証業務に専ら適用される基準が必要となる。情報システム監査および保証業務基準の策定と普及は、ISACA®の職業的専門家による監査業界に対する貢献の基礎となる。

情報システム監査および保証業務基準は、情報システム監査と監査報告の必須要件を規定し、以下の情報を提供する。

- 情報システム監査および保証業務の専門家に対し、ISACA職業倫理規定（ISACA Code of Professional Ethics）に規定された職業的専門家の責任を果たすために必要な、最低限許容可能な実施水準
- 経営者およびその他の関係者からの、業務実施者の作業に関する職業的専門家のへの期待
- CISA®（Certified Information Systems Auditor®）資格保有者に対し、その要件。この基準に違反すると、ISACA理事会または関係する委員会によりCISA保有者の行為が調査され、最終的に懲戒処分となる場合がある。

情報システム監査および保証業務の専門家は、業務がISACA 情報システム監査および保証業務基準またはその他の適用される職業的専門家としての基準に従って実施されたという表明文を、必要に応じて各自の作業において含めるべきである。

情報システム監査および保証業務の専門家のための*ITAF*™ フレームワークは、以下の複数レベルのガイダンスを提供している。

- **基準**は、次の 3 つに分類される。
  - 一般基準（1000 シリーズ）－ 情報システム監査および保証業務の専門家が活動するガイダンスとなる原則。これはすべての業務の実施に適用され、情報システム監査および保証業務の専門家の倫理、独立性、客観性および正当な注意、ならびに知識、能力およびスキルに関するものである。「基準」の記述（太字表記）は必須事項である。
  - 実施基準（1200 シリーズ）－計画と監督、範囲の決定、リスクと重要性、資源の動員、監督と業務割り当ての管理、監査および保証業務の証拠、職業的専門家としての判断と正当な注意等、業務の実施に関するものである。
  - 報告基準（1400 シリーズ）－報告書の種類、伝達手段および伝達される情報に関するものである。
- **ガイドライン**は、基準を支援するものであり、同様に 3 つに分類される。
  - 一般ガイドライン（2000 シリーズ）
  - 実施ガイドライン（2200 シリーズ）
  - 報告ガイドライン（2400 シリーズ）
- **ツールと技法**は、情報システム監査および保証業務の専門家のための追加的ガイダンス、例えばホワイトペーパー、情報システム監査・保証業務手続書、COBIT® 5 製品シリーズ、を提供する。

ITAF で使用する用語のオンライン用語集が*www.isaca.org/glossary* で提供されている。

免責条項：ISACA は、ISACAの職業倫理規定（ISACA Code of Professional Ethics）に規定された職業的専門家の責任を果たすために必要な最低限許容可能な実施水準として、当ガイダンスを策定した。ISACAは当文書の利用が成功する結果を保証するとは主張していない。当出版物は、適切な手続やテストをすべて含むものではなく、また同じ結果を得るための他の手続やテストを排除するものではない。個別の手続やテストの妥当性を判断する際、統制の専門家は、特定のシステムや情報システム環境から生じる特定の統制の状況に対し、自らの職業的専門家としての判断を適用すべきである。

ISACA のCarrier Management Committee (PSCMC)は、基準およびガイダンスの策定に際して広範な意見聴取に取り組んでいる。ドキュメントの発行に先立ち、パブリックコメントを得るため国際的に公開草案を公表する。コメントは、Eメール（*standards@isaca.org*）、ファクス（+1.847.253.1443）または郵送（ISACA International Headquarters, 3701 Algonquin Road, Suite 1010, Rolling Meadows, IL 60008-3105, USA）で、Director of Professional Standards Development宛に提出できる。

ISACA 2012-2013 Professional Standards and Career Management Committee

Steven E. Sizemore, CISA, CIA, CGAP, Chairperson	Texas Health and Human Services Commission, USA
Christopher Nigel Cooper, CISM, CITP, FBCS, M.Inst.ISP	HP Enterprises Security Services, UK
Ronald E. Franke, CISA, CRISC, CFE, CIA, CICA	Myers and Stauffer LC, USA
Murari Kalyanaramani, CISA, CISM, CRISC, CISSP, CBCP	British American Tobacco IT Services, Malaysia
Alisdair McKenzie, CISA, CISSP, ITCP	IS Assurance Services, New Zealand
坂川 克己, CISA, CRISC, PMP	**株式会社** JIEC, Japan
Ian Sanderson, CISA, CRISC, FCA	NATO, Belgium
Timothy Smith, CISA, CISSP, CPA	LPL Financial, USA
Rodolfo Szuster, CISA, CA, CBA, CIA	Tarshop S.A., Argentina

情報システム監査および保証業務基準 1206 他の専門家の作業の利用

基準

1206.1 情報システム監査および保証業務の専門家は、適切な場合、他の専門家の作業を業務で利用することを検討すること。

1206.2 情報システム監査および保証業務の専門家は、業務の前に、他の専門家の専門資格、能力、関連する経験、資源、独立性および品質管理プロセスが十分であることを評価および承認すること。

1206.3 情報システム監査および保証業務の専門家は、業務の一部として他の専門家の作業のリスク評価、査閲および結果の評価を行い、利用範囲とそれへの依拠に関する結論を文書化すること。

1206.4 情報システム監査および保証業務の専門家は、業務チームに含まれていない他の専門家の作業が、現在の業務の目的に対する結論を導き出すために適切かつ完全であるか判断し、結論を明確に文書化すること。

1206.5 情報システム監査および保証業務の専門家は、他の専門家の作業に依拠できるかどうか、および直接報告書に組み込むかまたは報告書から別途参照するかを決定すること。

1206.6 情報システム監査および保証業務の専門家は、他の専門家の作業が十分かつ適切な証拠を提供しない状況においては、十分かつ適切な証拠を得るために追加のテスト手続を適用すること。

1206.7 情報システム監査および保証業務の専門家は、追加のテスト手続から必要な証拠が得られない場合には、範囲の限定を含めた適切な監査意見または結論を提示すること。

重要事項

情報システム監査および保証業務の専門家は、以下を満たすべきである。

- 実施すべき作業を阻害するような制約（例えば、実施すべき職務の種類により要求される技術的知識、資源の不足、時間の制約）がある場合、または業務品質向上の可能性がある場合、業務において他の専門家の作業の利用を検討する。
- 必要な専門家が調達できない場合、業務の目的の達成に対する影響を文書化し、業務計画にリスクおよび証拠の要件を管理するための職務を組み入れる。
- 他の専門家の作業を利用する場合は、当該専門家の独立性を考慮する。
- 他の専門家のすべての調書、裏付けとなる書類および報告書を閲覧する。ただし、閲覧により法的な問題が発生しない場合に限る。
- 他の専門家が法的問題のために記録の閲覧を認められていない場合は、他の専門家の作業の利用とそれに依拠する範囲を決定し、結論付ける。
- 他の専門家の作業の利用を報告書に記録する。

©2013 ISACA All Rights Reserved.

情報システム監査および保証業務基準 1206 他の専門家の作業の利用

用語

用語	定義
他の専門家	事業体内部または外部の他の専門家で、以下を指す。 • 外部監査事務所の情報システム監査人 • 経営コンサルタント • 業務の領域における専門家で、経営陣または監査チームが指名した人

ガイドラインへのリンク

種類	表題
ガイドライン	2206 他の専門家の作業の利用

適用開始日

本ISACA 基準は、2013 年 11 月 1 日以降に開始されるすべての情報システム監査および保証業務に適用される。